二　対象設備が、特定の周波数帯域を用いた移動電気通信役務（その提供を全部又は一部の地域で行わないこととした旨を利用者に告知したものに限る。）の利用者（当該周波数帯域のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信役務を利用するために必要となる他の周波数帯域に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

2　この条及び次条において「対照価格」とは、次に掲げる価格をいう。

一　電気通信事業者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合　当該複数の価格のうち最も高い価格

ロ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合　当該一の価格と当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該電気通信事業者における調達価格）のいずれか高い価格

二　電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合　当該複数の価格のうち最も高い価格

ロ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合　当該一の価格

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件）

第二十二条の二の十七　法第二十七条の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件は、次のとおりとする。　［新設］

一　違約金等の定め（契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行つたこと（次号において「期間内変更等」という。）を理由として求める違約金その他の経済的な負担（以下この条において「違約金等」という。）に関する定めをいう。以下この条において同じ。）がある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること。

二　違約金等の定めがない契約（違約金等の定めのある契約に係る違約金等及び特定経済的利益（違約金等の定めに係る期間における期間内変更等を理由として受けることができないこととする経済的利益をいう。第四号から第六号までにおいて同じ。）並びに料金以外の条件が同一のものに限る。次号において同じ。）を利用者に対して提供していない場合において、違約金等の定めに係る期間が一年を超えること又は違約金等の定めがある契約に更新できるものであること。

三　違約金等の定めがない契約を利用者に対して提供している場合において、当該契約に係る一月当たりの料金の額が違約金等の定めがある契約に係る一月当たりの料金の額に百七十円を加えたものを超えるものであること。

四　違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること。